

意見書

平成 15 年 3 月 14 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条の規定により、平成15年2月14日付け情審通第18号で公告された総務省令案に関し、別紙の通り意見を提出します。

接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見

電気通信事業法および省令の変更にあたっては、まず、公正な競争環境を維持する仕組みの下で、通信市場を活性化させ、ひいては活力ある経済社会の構築、利用者利益の確保を図ることが何より優先されるべきである。

接続料値上げ等の内容を含む今回の「接続料規則の一部を改正する省令案」は上記の観点から多くの問題があり、反対である。以下の点について、透明性を確保して十分な検討と議論をおこなうべきである。

- (1) トラフィック需要が減ったため、接続料金を上げるという論理は民間事業では前代未聞の一方的な発想であり、競争政策の放棄につながる暴論といわざるを得ない。
- (2) NTT へ接続している事業者の利用者料金に占める接続料の割合は大きい。そのため、接続料の値上げは、そのまま利用者料金の値上げにつながる可能性が高い。結果として益々需要を減少させる悪循環に陥ることは、各界識者の指摘するところである。
- (3) 合理化の効果を接続料の原価にどう反映させるべきかの検討がなされていない。NTT もスリム化や分社化等の努力を始めているが、そのコスト低減分の実績や予測を明らかにした上で、接続料の引き下げにも反映するべきである。今回の接続料値上げは合理化の反映がなされておらず、典型的な独占事業者の行動といわざるを得ない。
- (4) 先般の国会決議や、審議会委員の選定を見ていると、政策決定プロセスが不透明で公正さに問題を抱えているのではないかと多くの疑問を多くの人々が指摘している。これだけ多くの消費者や事業者に疑問をもたれる問題を、早急に決めるべきではなく、プロセスを透明にしてさらに議論を尽くすべきである。
- (5) WTO でも接続料はコストベースとされている。そのコストは、NTTの非効率を除いたコストをベースにすべきである。しかし、今回の接続料算定モデルにおいても、NTTの非効率が十分除かれておらず、NTTのコストについては更なる議論が必要である。

- (6) 現行接続料の計算のベースとされたトラヒックは平成10年度のものであるが、その後平成12年度にかけてトラヒックが増加したにもかかわらず精算は行われなかった。トラヒックが減少し始めると、将来のトラヒックを入れようと言うのでは著しく公正さに欠けるといわざるを得ない。
- (7) NTT東西の内部補填の仕組みで全国均一の接続料を維持するという発想は競争政策の放棄につながるものである。接続料はあくまでコストベースで東西別会社ごとに算定すべきである。ユーザー料金が社会的に受け入れられないような格差が生じた場合、ユニバーサルサービス基金でユーザー料金を補填すべきである。
- (8) 接続料の改定は一年間凍結し、その間に、需要とそれに見合う適切なコストの算定、接続料の東西格差とユーザー料金との関係、及びユニバーサルサービスをどう確保するか等について十分な検討を行うことを要望する。

- 以上 -